

吹田市公衆浴場衛生等管理要領

第1 目的

この要領は、吹田市公衆浴場法施行条例（令和元年吹田市条例第44条。以下「条例」という。）で定める構造基準及び衛生措置基準のほか、公衆浴場における望ましい構造設備、公衆浴場において講ずべき望ましい衛生及び風紀に必要な措置並びにレジオネラ属菌検出時の対応等を定めることにより、公衆浴場におけるレジオネラ症の発生防止対策等、一層の衛生水準の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 この要領において用いる用語は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）及び条例で定めるもののほか、以下で定めるところによる。
 - (1) 「ろ過器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。
 - (2) 「集毛器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
 - (3) 「調節箱」とは、洗い場の湯栓（カラン）やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽（タンク）をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、「その他公衆浴場」とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場をいい、以下に分類されるものをいう。
 - (1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養又は休養のための施設を有するもの（ヘルスセンター、健康ランド）
 - (2) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、スポーツ施設に付帯するもの（ゴルフ場、アスレチックジムの風呂等）
 - (3) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、工場、事業場等が、その従業員の福利厚生のために設置するもの
 - (4) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの
 - (5) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの
 - (6) その他のもの
 - ア 移動入浴車（浴槽が固定されているもの）
 - イ 酵素風呂、砂風呂、岩盤浴等
 - ウ 介助浴槽（機械浴槽）

第3 構造設備

1 脱衣室

- (1) 脱衣室の床面積（洗濯機、乾燥機、自動販売機等の面積を除く。）は、男女それぞれ15 m²以上とし、かつ入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であること。

$$\text{毎時最大浴場利用者数} \times 20 / 60 \times 1.1 \text{ m}^2 \times 1.5$$

(注) 毎時最大浴場利用者数 …… おおむね、平均利用者数の2倍

20 …… 着脱衣、休憩等に要する時間(分)

1.1 m² …… 入浴者1人当たりの衣服の着脱等に要する面積

1.5 …… 脱衣箱、通路、洗面化粧等に要する面積の係数

- (2) 入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管するため、脱衣箱(かご)の数は、次により算出される数以上であること。

$$\text{毎時最大浴場利用者数} \times 50 / 60$$

(注) 50 …… 浴場利用時間(分)

- (3) 便所は、必要に応じて、高齢者、小児等に配慮した便器を設けること。

2 浴室

- (1) 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配(おおむね100分の1.5程度)を設け、かつ、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。また、すべりにくい材質又は構造であること。

- (2) 洗い場の面積は、男女それぞれ22 m²(副浴槽を有するときは、26 m²)以上とし、かつ入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であること。

$$\text{毎時最大浴場利用者数} \times 20 / 60 \times 1.1 \text{ m}^2 \times 1.5$$

(注) 20 …… 洗い場使用時間(分)

1.1 m² …… 入浴者1人当たりの洗い場使用面積

1.5 …… 通路等に要する面積の係数

- (3) 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の洗い桶及び腰掛が備えられていること。
- (4) 給水(湯)栓は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される数(組)以上であること。また、給水(湯)栓の設置の間隔はおおむね70 cm以上であること。

$$\text{毎時最大浴場利用者数} \times 20 / 60$$

(注) 20 …… 洗い場使用時間(分)

- (5) 洗い場の排水溝は、危害を防止し、かつ、排水等に支障のない構造であること。
- (6) シャワー設備を設ける場合は、適当な温度の湯を十分に供給でき、湯の温度を調節できるものであること。

また、立位で使用するシャワー設備を設ける場合は、シャワー水が浴槽及び入浴者にかからないよう、十分な距離を設け、又はカーテン等が備えられていること。

- (7) 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、薬剤注入口を設けるなど、必要に応じて、消毒が行える構造とすること。

3 浴槽

- (1) 浴槽面積の合計は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であること。

$$\text{毎時最大浴場利用者数} \times 10 / 60 \times 0.7 \text{ m}^2 \times 1.2$$

(注) 10 …… 浴槽使用時間(分)

0.7 m² …… 入浴者1人当たりの浴槽使用面積

1.2 …… 浴槽内の階段、注水(湯)口等に要する面積の係数

- (2) 浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面よりおおむね 10 cm 以上（15 cm 以上が望ましい）の高さを有すること。

また、必要に応じて手すり及び内側に階段を設ける等、高齢者、小児等に配慮したものであること。

- (3) 浴槽は、熱湯及び熱交換器が入浴者に直接接触しない構造であること。
- (4) 浴槽水の温度を表示するため、入浴者が容易に見える位置に温度計があること。
- (5) 注水（湯）口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。ただし、熱湯を補給する構造のものにあつては、その付近のよく見える場所に熱湯に注意すべき旨の表示があること。
- (6) エアロゾルの発生を防止するため、循環してろ過された湯水（以下「循環水」という。）が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
- (7) 水位計を設置する場合には、水位計に至る配管内を容易に洗浄・消毒できる構造であること、あるいは配管等を要しないセンサー式であること。
- (8) 配管内の浴槽水が滞水することなく排水できるような構造とすること。

4 露天風呂

- (1) 屋外に設けられる浴槽の面積及び浴槽に付帯する通路等の面積は、男女それぞれその入浴者数に応じ十分な面積であること。
- (2) 浴槽に付帯する通路等には脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造であること。
- (3) 浴槽の湯が、配管等を通じて内湯に混じることのない構造であること。
- (4) その他、第3の3(2)～(8)に掲げる構造であること。

5 回収槽

回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造となっていること。また、塩素注入口を設けるなど、必要に応じて回収槽内の水を消毒できる構造とすること。

6 サウナ室又はサウナ設備等

- (1) サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は耐熱性材料を用いた構造であり、出入り口の扉は外開きであること。
- (2) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるようおおむね 100 分の 1.5 以上の適当な勾配を付け、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。

また、室内には、掃除の際に使用される水が完全に屋外に排出できるよう排水口が設けられていること。

- (3) サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。

また、入浴者が接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置が講じられていること。

- (4) サウナ室は、換気を適切に行うため、給気口は床面に近接する適当な位置に設け、排

気口は天井に近接する適当な位置に設けられていること。

(5) サウナ室又はサウナ設備の適温を保つため、温度調節設備が備えられていること。

(6) サウナ室又はサウナ設備には、サウナの利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置するとともに、必要に応じて湿度計が設置されていること。

(7) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けられていること。

また、入浴者の安全のため、室内には、非常用ブザー等が入浴者の見やすい場所に設けられていること。

(8) 床面積が 15 m²を超えるサウナ室には、2つ以上の出口を設けること。

7 電気浴槽

電気浴器用電源装置は、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づき製造・輸入されたものであること。

8 ラドン浴室

(1) 他の浴槽と区画し、室の構造とすること。

(2) 届出書類には、放射線取扱い主任者が測定した測定結果成績書を添付すること。

(3) その他、第3の6(1)、(2)、(4)、(7)、(8)に準じた構造であること。

9 給水・給湯設備

放熱管及び給湯配管は、露出せず、直接身体に接触させない設備とすること。

10 排水設備

(1) 排水溝、排水管及びこれに付属する排水ますは、コンクリート等の不浸透性材料を用い、臭気の発散、汚水の漏出を防ぐ構造であること。

(2) 排水溝及び排水ますは、衛生害虫等が発生せず、かつ、ねずみが侵入しにくい構造であること。

(3) 浴槽水を河川及び湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理設備が設けられていること。

第4 施設・設備の管理

1 脱衣室

(1) 脱衣室内の人が直接接触する床、壁、脱衣箱、体重計等は、毎日清掃し、1月に1回以上消毒すること。

(2) 脱衣室の照度は、その床面において、150ルクス以上を保持すること。

(3) 脱衣室は脱衣等に支障のない温度に保ち、かつ換気を十分に行うこと。なお、空気中の炭酸ガス濃度は1500 ppm以下、一酸化炭素濃度は10 ppm以下を保持すること。

(4) 足ふきマット及びベビー用シーツは、消毒等を行ったものと適宜取り替え、衛生的に保つこと。なお、消毒には、材質等に応じ、適切な消毒剤を用いること。

(5) 脱衣室等の入浴者に見やすい場所に、入浴料金、営業時間、入浴者の心得、その他必要な事項を掲示すること。

(6) 受付の照度は、その作業面において、300ルクス以上を保持すること。

(7) 下足場の照度は、その床面において、300ルクス以上を保持すること。

- (8) 便所は、毎日清掃し、防臭に努めること。また、1月に1回以上消毒すること。
- (9) 便所の照度は、その床面において、150ルクス以上を保持すること。

2 浴室

- (1) 浴室内の人が直接接触する床、壁、洗いおけ、腰掛、シャワー用カーテン等は、毎日清掃し、1月に1回以上消毒すること。
- (2) 浴室内の照度は、その床面において、150ルクス以上を保持すること。
- (3) 浴室の排水口は、適宜清掃し、汚水を適切に排水すること。
- (4) 浴室は入浴に支障のない温度に保ち、かつ換気を十分に行うこと。なお、空気中の二酸化炭素濃度は1500 ppm以下、一酸化炭素濃度は10 ppm以下であること。

3 露天風呂

- (1) 浴槽に付帯する通路等は毎日清掃し、1月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 浴槽及び浴槽に付帯する通路等は、床面において75ルクス以上を保持すること。
- (3) 浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように適切に管理すること。
- (4) その他、第4の7～10及び第5に掲げる項目について適切に管理すること。

4 サウナ室又はサウナ設備等

- (1) 毎日清掃・洗浄し、1月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 換気を十分に行うこと。
- (3) 見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は、入浴者の安全に注意すること。
- (4) 非常用ブザーの点検を定期的実施すること。
- (5) 1月に1回以上保守点検するとともに、室内の温度及び湿度について定期的に測定し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

5 電気浴槽

- (1) 電気浴器は1月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。
- (2) 入浴者の見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は、入浴者の安全に注意すること。

6 ラドン浴室

- (1) 仕様書に従い、ラドン発生装置等を定期的に保守点検し、適正に維持管理すること
- (2) その他、第4の4(1)～(4)に掲げる項目について適切に管理すること。

7 消毒装置

- (1) 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにすること。
- (2) 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気が混入して送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し、薬液の注入が行われていることを毎日確認すること。
- (3) 注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。

8 ろ過器・循環配管

- (1) ろ過器及び循環配管の消毒には、循環配管及び浴槽等の材質、腐食状況、生物膜の状

況等を考慮して、以下のいずれかの方法により、1年に1回以上消毒すること。

ア 遊離残留塩素濃度 5～10 mg/L で浴槽水を 2～3 時間循環させる方法

イ 2～3 %過酸化水素を使用する方法

ウ 二酸化塩素を使用する方法

エ 60℃以上に加温し循環させる方法

(2) 図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去するよう努めること。

9 回収槽

回収槽及びオーバーフロー環水管は、1年に1回以上、有効塩素濃度 5～10 mg/L の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する薬剤を用いて清掃及び消毒すること。

10 給水・給湯設備

(1) 貯湯槽は、1年に1回以上貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うため、有効塩素濃度 5～10 mg/L の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する薬剤を用いて清掃及び消毒すること。

(2) 貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低温になりやすいので、定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水すること。

(3) 調整箱は、定期的に清掃を行い、必要に応じて消毒を行うこと。

(4) 水位計配管は、少なくとも週に1回、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

(5) シャワー設備は、少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水すること。

また、シャワーヘッド及びホースは6月に1回以上点検し、内部の汚れとスケールを1年に1回以上洗浄、消毒を行うこと。

(6) 給水・給湯設備は1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。

11 その他全般

(1) 施設の周囲は、毎日清掃すること。

(2) 施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の生息状態について、脱衣室、浴室、便所、排水設備にあっては1月に1回以上、その他の設備にあっては6月に1回以上点検し、適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。

(3) 空気調和装置（フィルター等）、換気扇は、適宜清掃すること。

(4) 排水溝、排水管、汚水ます、温水器（排湯熱交換器）等の排水設備は、適宜清掃し、防臭に努め、常に流通を良好に保ち、1月に1回以上消毒すること。

(5) 娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等は、毎日清掃し、6月に1回以上消毒すること。

(6) 入浴施設内において、物品販売等を行う場合には、相互汚染のないよう衛生的に保つこと。

(7) 善良な風俗の保持に努めること。

第5 水質管理

- (1) 浴槽水の消毒にあたっては、遊離残留塩素濃度を 0.4 mg/L 以上を確保し、最大 1.0 mg/L を超えないよう努めること。なお、遊離残留塩素濃度の測定は、営業時間前、営業終了後及び営業中の定期に実施し、遊離残留塩素濃度の確保状況を確認すること。
- (2) 温泉水等を使用し、塩素系薬剤を使用する場合には、温泉水等に含まれる成分と塩素系薬剤との相互作用の有無などについて、事前に十分な調査を行うこと。
- (3) 低 pH の泉質のため有毒な塩素ガスを発生する場合、有機質を多く含む泉質のため消毒剤の投入が困難な場合、又は掛け流し式浴槽（循環配管を使用しない浴槽）でその容量に比べて原湯若しくは原水の流量が多く遊離残留塩素の維持が困難な場合などで、塩素系薬剤が使用できない場合には、浴槽水を毎日完全に換水し、浴槽、ろ過器及び循環配管を十分清掃・消毒を行うこと等により、生物膜の生成を防止すること。
- (4) 高pHの泉質に塩素系薬剤だけを用いて消毒をする場合には、レジオネラ属菌の検査により殺菌効果を検証し、遊離残留塩素濃度を維持して接触時間を長くするか、必要に応じて遊離残留塩素濃度をやや高く設定すること（例えば0.5～1.0 mg/Lなど）で十分な消毒に配慮すること。
- (5) (4)の泉質の浴槽水に対し、モノクロラミンによる消毒を行う場合には、浴槽水等のモノクロラミン濃度測定を確実に実施し、その濃度を 3 mg/L 以上確保すること。なお、モノクロラミン濃度の測定は、営業時間前、営業終了後及び営業中の定期に実施し、モノクロラミン濃度の確保状況を確認すること。
- (6) オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒などの消毒方法を採用する場合には、塩素消毒を併用する等適切な衛生措置を行うこと。また、オゾン殺菌等他の消毒方法を用いる場合には、レジオネラ属菌の検査を行い、あらかじめ検証しておくこと。
- (7) オゾン殺菌による場合は、高濃度のオゾンが人体に有害であるため、活性炭などによる廃オゾンの処理を行い、浴槽水中にオゾンを含んだ気泡が存在しないようにすること。
- (8) 紫外線消毒による場合は、透過率、浴槽水の温度、照射比等を考慮して、十分な照射量であること。また、紫外線はランプのガラス管が汚れると効力が落ちるため、常時ガラス面の清浄を保つよう管理すること。

第6 入浴者に対する制限

- (1) おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。
- (2) 入浴を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者等で他の入浴者の入浴に支障を与えるおそれのある者を入浴させないこと。
- (3) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に浴槽内に入る前には身体をよく洗うこと等掲示する等、入浴者に衛生上の注意を喚起すること。
- (4) 浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすること等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないこと。
- (5) 入浴者の衣類、貴重品等の盗難防止を図ること。
- (6) 入浴者にタオルを貸与する場合は、新しいもの、又は消毒したもの（「クリーニング

所における衛生管理要領(昭和 57 年 3 月 31 日環指第 48 号)第 4 消毒に規定される消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法に従って処理されたもの) とすること。

- (7) 入浴者に、くし、ヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの、又は消毒したもの(材質等に応じ、逆性石ケン液、紫外線消毒器等を使用して処理されたもの) とすること。
- (8) 入浴者にカミソリを貸与する場合は、新しいもののみとすること。
- (9) 使用済のカミソリを放置させないこと。
- (10) 入浴者に洗面道具を保管する箱を貸与するときは、不衛生にならないよう注意させるとともに、定期的に当該箱内を清掃及び消毒すること。

第 7 「その他公衆浴場」の取扱い

「その他公衆浴場」にあつては、利用目的、利用形態等により、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるときは、第 1 から第 6 までの構造設備・衛生管理措置の適用を一部除外することができるものとする。

第 8 自主管理体制

営業者は、自主管理を行うため、自主管理点検表(別添様式例参照)を作成して、責任者及び従業者に周知徹底すること。

第 9 レジオネラ属菌の検出時の対応

- 1 営業者は、浴槽水等の自主検査の結果、レジオネラ属菌の検出を知ったときは、次の措置を講じること。

- (1) 条例第 5 条第 11 号カ及び第 12 号イに基づき直ちに保健所に報告するとともに、以下の措置を講じること。

ア ろ過方式に応じて、レジオネラ属菌が検出した浴槽のろ過器に付着した汚濁物質をすみやかに除去すること。

- (ア) ろ過器のろ材を、遊離残留塩素濃度 5～10 mg/L で逆洗浄すること。
- (イ) けいそう土を洗い落として、新しいけいそう土を付着させてろ過膜を作り直すこと。
- (ウ) カートリッジを洗浄、又は、新しいカートリッジと交換すること。

イ レジオネラ属菌を検出した浴槽(同一循環ろ過系統の浴槽を含む。)、循環配管内、集毛器及びろ過装置等を、次のいずれかの方法で清掃・消毒すること。その後、洗浄を十分行い、完全換水すること。

- (ア) 高濃度の有効塩素(遊離残留塩素濃度 5～10 mg/L)を含む浴槽水を数時間循環させる方法
- (イ) 2～3 %過酸化水素を使用する方法
- (ウ) 二酸化塩素を専用の装置を設けて発生させ、2～4 mg/L の濃度で注入する方法

ウ その他次の管理状況を点検すること。

(ア) 貯湯槽を設けている場合は、槽内の湯温が 60℃以上保持されているか、槽に破損箇所がないか等点検すること。

(イ) 自動注入式の消毒装置を設置している場合は、正常に稼動しているかどうかを調べること。

(ウ) 湯張り後、浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定し、0.4 mg/L 以上を保持しているかどうか確認すること。

エ 高濃度の塩素系薬剤による清掃・消毒後の浴槽水を河川等に排水する場合は、環境保全のための必要な処理を行うこと。

(2) 以上の改善措置を講じた後、保健所による浴槽水の水質検査を受けること。

(3) 水質検査結果で陰性が確認できるまでの間、次の措置を講じること（当該浴槽及び同一循環ろ過系統の浴槽の使用を自粛することを原則とする。）。

ア 打たせ湯又は気泡風呂等エアロゾルを発生する設備を使用しないこと。

イ 浴槽水は毎日入れ換えること。

ウ すべての浴槽水について、営業の始業時、終業時及び営業時間中 2 時間ごとに遊離残留塩素濃度を測定し、常時 0.4 mg/L 以上を保持し、その測定結果を記録すること。

2 営業者は、保健所から、当該施設の利用者でレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した旨の連絡を受けたときは、次の措置を講じること。

(1) 独自の判断で浴槽内等へ消毒剤を投入しないよう、また、浴槽・循環ろ過装置等施設の現状を保持し、保健所による立入検査及び浴槽水等の採水に協力すること。

(2) 水質検査の結果が判明するまでの間、次の措置を講じること（複数の患者が発生したときは、すべての浴槽の使用を自粛すること。）。

ア 打たせ湯又は気泡風呂等エアロゾルを発生する設備を使用しないこと。

イ 浴槽水は毎日入れ換えること。

ウ すべての浴槽水について、営業の始業時、終業時及び営業時間中 2 時間ごとに遊離残留塩素濃度を測定し、常時 0.4 mg/L 以上を保持し、その測定結果を記録すること。

(3) 水質検査の結果、陽性の結果であった時は、第 9 の 1 (1) ア～エの措置を講じ、再度水質検査で陰性が確認できるまでの間、当該浴槽の使用を自粛すること。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 9 日から施行する。

(参考)

- 1 循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル
平成 13 年 9 月 11 日厚生労働省生活衛生課 健衛発第 95 号
平成 27 年 3 月 31 日改正 健発 0331 第 7 号
- 2 公衆浴場法第 3 条第 2 項並びに旅館業法第 4 条第 2 項及び同法施行令第 1 条に基づく
条例等にレジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針について
平成 14 年 10 月 29 日厚生労働省健康局 健発第 1029004 号
- 3 公衆浴場における衛生等管理要領等について
平成 12 年 12 月 15 日厚生省生活衛生局 生衛発第 1811 号
平成 15 年 2 月 14 日改正 健発第 0214004 号
令和元年 9 月 19 日改正 生食発 0919 第 8 号
令和 2 年 12 月 10 日改正 生食第 1210 第 1 号

自主管理点検表(様式例)

年間計画表及び実施記録表

(様式例)

年間計画表および実施記録表

この記録は、水質検査成績書及び日常点検表と一緒に3年間保存すること

循環系統No. ()

	項目	頻度	1月	2月	3月	4月	5月	6月
浴槽水・打たせ湯	水質検査	1回／年						
貯湯槽 (m ³)	清掃・消毒	※						
回収槽 (m ³)	清掃・消毒	※						
オーバーフロー環水管								
調整箱 (m ³)	清掃・消毒	—						
ろ過器・循環配管	消毒	※						
その他点検	ろ材の交換	—						
	貯湯槽の加温装置	—						
	気泡発生装置	—						
	シャワーヘッド・ホース	▲						
	給水・給湯設備	※						
	ねずみ等(脱衣室、浴室、便所、排水設備)	■						
	ねずみ等(その他設備)	▲						
	その他							

	項目	頻度	7月	8月	9月	10月	11月	12月
浴槽水・打たせ湯	水質検査	1回／年						
貯湯槽 (m ³)	清掃・消毒	※						
回収槽 (m ³)	清掃・消毒	※						
オーバーフロー環水管								
調整箱 (m ³)	清掃・消毒	—						
ろ過器・循環配管	消毒	※						
その他点検	ろ材の交換	—						
	貯湯槽の加温装置	—						
	気泡発生装置	—						
	シャワーヘッド・ホース	▲						
	給水・給湯設備	※						
	ねずみ等(脱衣室、浴室、便所、排水設備)	■						
	ねずみ等(その他設備)	▲						
	その他							

(※ 1年に1回以上実施が望ましい)

(▲ 6月に1回以上が望ましい)

(■ 毎月)

凡例：計画を○印で記入／実施後日付を記入

衛生管理責任者名：

日常点検記録表

(様式例)

日常点検記録表 (月分)

この記録は、水質検査成績書及び年間計画表および実施記録表と一緒に3年間保存すること

循環系統No. ()

			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
残留塩素濃度 (mg/L)	開始時	:										
	中間時	:										
	終了前	:										
浴槽の換水・清掃・消毒	1回/週											
ろ過器の逆洗浄	1回/週											
水位計配管の消毒	1回/週											
シャワー設備の通水	1回/週											
集毛器の清掃	毎日											
貯湯槽の温度	毎日											
消毒設備の運転状況	毎日											
塩素系薬剤の注入・投入	毎日											
その他												

			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
残留塩素濃度 (mg/L)	開始時	:										
	中間時	:										
	終了前	:										
浴槽の換水・清掃・消毒	1回/週											
ろ過器の逆洗浄	1回/週											
水位計配管の消毒	1回/週											
シャワー設備の通水	1回/週											
集毛器の清掃	毎日											
貯湯槽の温度	毎日											
消毒設備の運転状況	毎日											
塩素系薬剤の注入・投入	毎日											
その他												

			21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
残留塩素濃度 (mg/L)	開始時	:											
	中間時	:											
	終了前	:											
浴槽の換水・清掃・消毒	1回/週												
ろ過器の逆洗浄	1回/週												
水位計配管の消毒	1回/週												
シャワー設備の通水	1回/週												
集毛器の清掃	毎日												
貯湯槽の温度	毎日												
消毒設備の運転状況	毎日												
塩素系薬剤の注入・投入	毎日												
その他													

凡例：残留塩素については数値を記入、その他については点検後○印を記入